

**漁業経営セーフティネット**

**申込補足説明書**  
**【平成30年度】**

平成30年2月22日

**一般社団法人 漁業経営安定化推進協会**

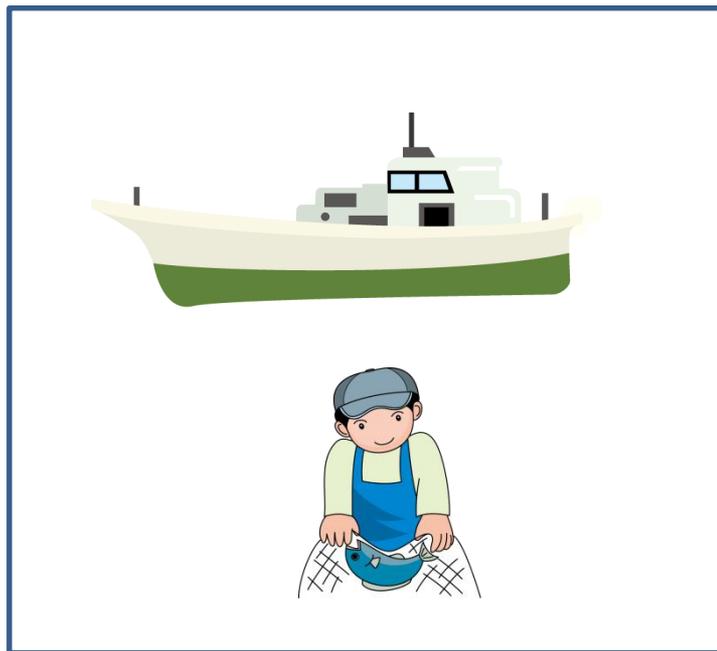
# 目次

1.	セーフティーネット契約申込の種類	
a.	個別加入	1
b.	グループ加入	2
c.	一括加入	3
2.	積立金納付方法	
a.	個別送金	4
b.	グループ送金	5~6
c.	漁協・支所等一括送金	7~8
3.	満了契約について	
a.	満了申込処理の流れ	9
b.	満了通知ハガキ	10
c.	満了契約の申込管理	11

# 1. セーフティネット契約申込の種類

## a. 個別加入

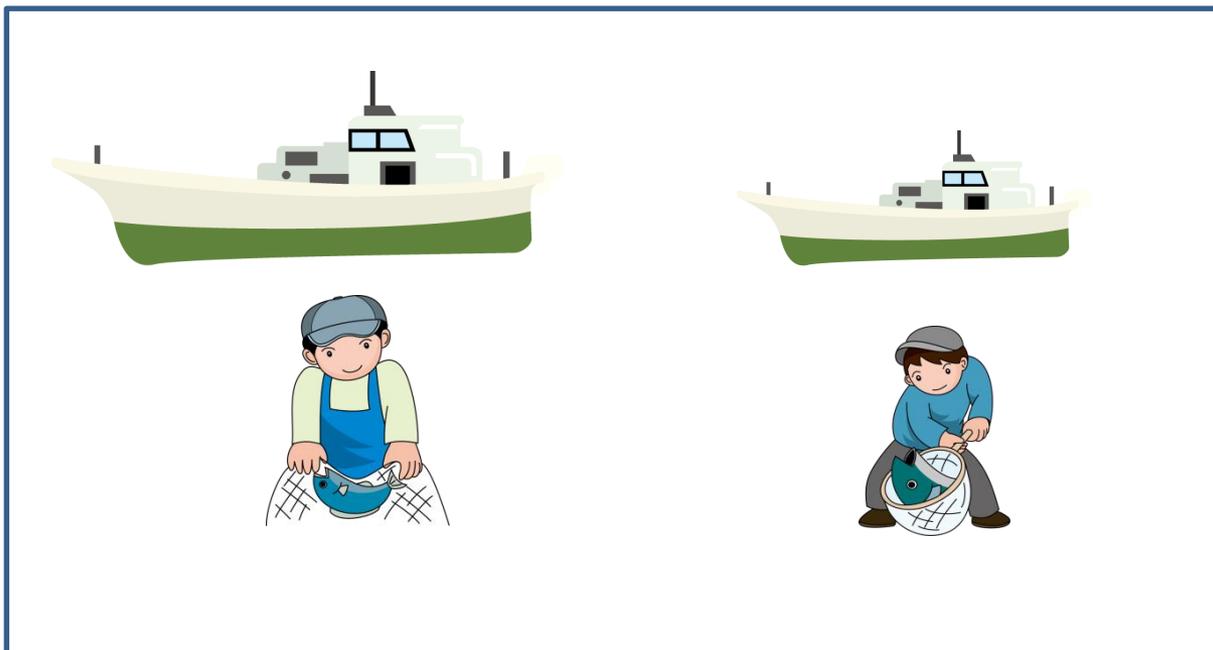
- 標準的なセーフティネット構築事業への加入方法
- 漁業者/養殖業者ごとに1契約として申し込む



# 1. セーフティネット契約申込の種類

## b. グループ加入

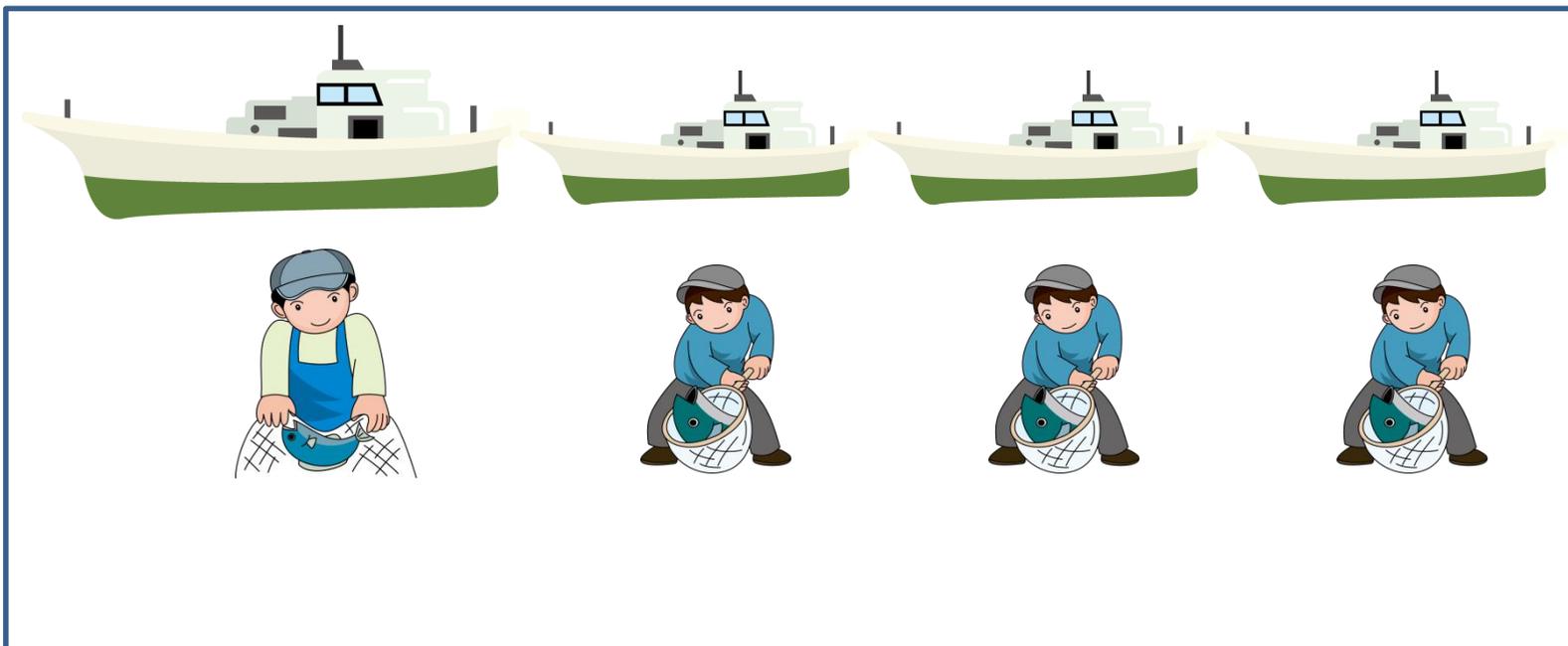
- 複数の漁業者/養殖業者をまとめて1契約として申し込む
  - ✓ 前年度申込済みの燃油特別対策対象の契約者と対象外の契約者を1つのグループに混在出来ません
  - ✓ グループ加入と判別できる契約者名(地域+漁種名や代表者名)およびグループ構成員数の届け出が必要です
  - ✓ 積立金の納付、補填金の交付は代表者が行います
  - ✓ 通知ハガキ等は代表者に発行されます



# 1. セーフティネット契約申込の種類

## c. 一括加入

- 漁協等の所属団体に参加する漁業者/養殖業者の組合員等をまとめて1契約として申し込む
  - ✓ 前年度申込済みの燃油特別対策対象の契約者と対象外の契約者を1つの一括加入に混在出来ません
  - ✓ 一括加入と判別できる契約者名(漁協名等)および構成員数の届け出が必要です
  - ✓ 積立金の納付、補填金の交付は漁協等が一括で行います
  - ✓ 通知ハガキ等は漁協等に発行されます



## 2. 積立金納付方法

### a. 個別送金

- 標準的な積立金納付方法
- 個別加入の漁業者、グループ加入の代表者、一括加入の漁協等が個々に積立金を納付
- ✓ 漁業者/養殖業者(契約者)への通知ハガキ発行は個別加入とグループ加入の各契約者です
- ✓ 漁協等への通知ハガキ発行は一括加入(1契約)の契約(各契約者は漁協等が管理)です



## 2. 積立金納付方法

### b. グループ送金

- 個別加入の漁業者/養殖業者が数名でグループを作り代表者がまとめて納付
- ✓ 個別加入の漁業者/養殖業者の積立予定金額を合算した払込票が送付されます(振込手数料が削減されます)
- ✓ 通知ハガキは個別加入の漁業者/養殖業者(契約者)へ発行されます

#### 【グループ送金入力例】

平成 30 年度 燃油 新規申込登録シート					保存	
事業参加契約団体		99001	まるまる漁業協同組合連合会		<input type="checkbox"/> 漁協・支所等一括送金	
事務契約団体		9999000	まるまる漁業協同組合		送信用データ作成	
このシートには <b>新規申込</b> だけ入力してください						
グループ送金用 グループ番号	グループ送金用 代表者	申込番号 (半角)	満了契約管理番号 (半角数字)	申込者氏名(漢字) (全角)		
0001				漁業 五郎		
0001				漁業 六郎		
0001	代表者			漁業 七郎		
0002	代表者			漁業 八郎		
0002				漁業 九郎		
0002				漁業 十郎		

## 2. 積立金納付方法

### b. グループ送金

#### 【グループ送金申込結果例】

2,000	0001	まるまる県まるまる市	4	漁業 五郎	まるまる1丁目1番1号	キタノ 伊吹	無し	099-999-9995
新規申込	999-0001	25,000	0	0	0	25,000	×	×
一括		50,000	50,000	0	0	0		
エラーなし							○	
5,000	0001	まるまる県まるまる市	5	漁業 六郎	まるまる1丁目1番1号	キタノ 伊吹	無し	099-999-9996
新規申込	999-0001	20,000	0	0	0	20,000	×	×
一括		100,000	100,000	0	0	0		
エラーなし							○	
3,000	0001	代表者	6	漁業 七郎	まるまる1丁目1番1号	キタノ 伊吹	無し	099-999-9997
新規申込	999-0001	0	10,000	0	0	10,000	×	×
一括		30,000	30,000	0	0	0		
エラーなし							○	
4,000	0002	代表者	7	漁業 八郎	まるまる1丁目1番1号	キタノ 伊吹	無し	099-999-9998
新規申込	999-0001	0	0	5,000	5,000	10,000	×	×
一括		40,000	40,000	0	0	0		
エラーなし							○	
2,000	0002	まるまる県まるまる市	8	漁業 九郎	まるまる1丁目1番1号	キタノ 伊吹	無し	099-999-9999
新規申込	999-0001	30,000	0	0	0	30,000	×	×
一括		60,000	60,000	0	0	0		
エラーなし							○	
1,000	0002	まるまる県まるまる市	9	漁業 十郎	まるまる1丁目1番1号	キタノ 伊吹	無し	099-999-9910
新規申込	999-0001	0	40,000	0	0	40,000	×	×
一括		40,000	40,000	0	0	0		
エラーなし							○	
グループ送金用番号	代表者	申込件数	積立予定額	(6月末)	(9月末)	(12月末)	(3月末)	
0001	漁業 七郎	3	180,000	180,000	0	0	0	
グループ送金用番号	代表者	申込件数	積立予定額	(6月末)	(9月末)	(12月末)	(3月末)	
0002	漁業 八郎	3	140,000	140,000	0	0	0	
【合計】	申込件数	内エラー件数	内未承認件数	積立予定額合計	(6月末)	(9月末)	(12月末)	(3月末)
(新規)	9	0	0	413,000	379,000	19,000	15,000	0
	6			320,000	320,000	0	0	0
燃油合計 (リットル)	A重油	軽油	ガソリン	その他	合計			
【合計】	105,000	55,000	10,000	8,000	178,000			
(新規)	75,000	50,000	5,000	5,000	135,000			

## 2. 積立金納付方法

### c. 漁協・支所等一括送金

- 個別加入の漁業者/養殖業者の積立金を漁協等がまとめて納付
- ✓ 個別加入の漁業者/養殖業者の積立予定金額を合算した払込票が送付されます(振込手数料が削減されます)
- ✓ 通知ハガキは個別加入の漁業者/養殖業者(契約者)へ発行されます

#### 【漁協・支所等一括送金設定例】

	A	B	C	E	F
1	平成 30 年度 燃油 新規申込登録シート				
2		団体コード	団体名称		<input type="checkbox"/> 漁協・支所等一括送金
3	事業参加契約団体	99001	まるまる漁業協同組合連合会		<input checked="" type="checkbox"/>
4	事務契約団体	9999000	まるまる漁業協同組合		
5	このシートには <b>新規申込</b> だけ入力してください				
6	グループ送金用 グループ番号	グループ送金用 代表者	申込番号 (半角)	満了契約管理番号 (半角数字)	申込者氏名(漢字) (全角)
7					漁業五郎
8					
9					
10					

□をクリックし☑に変更

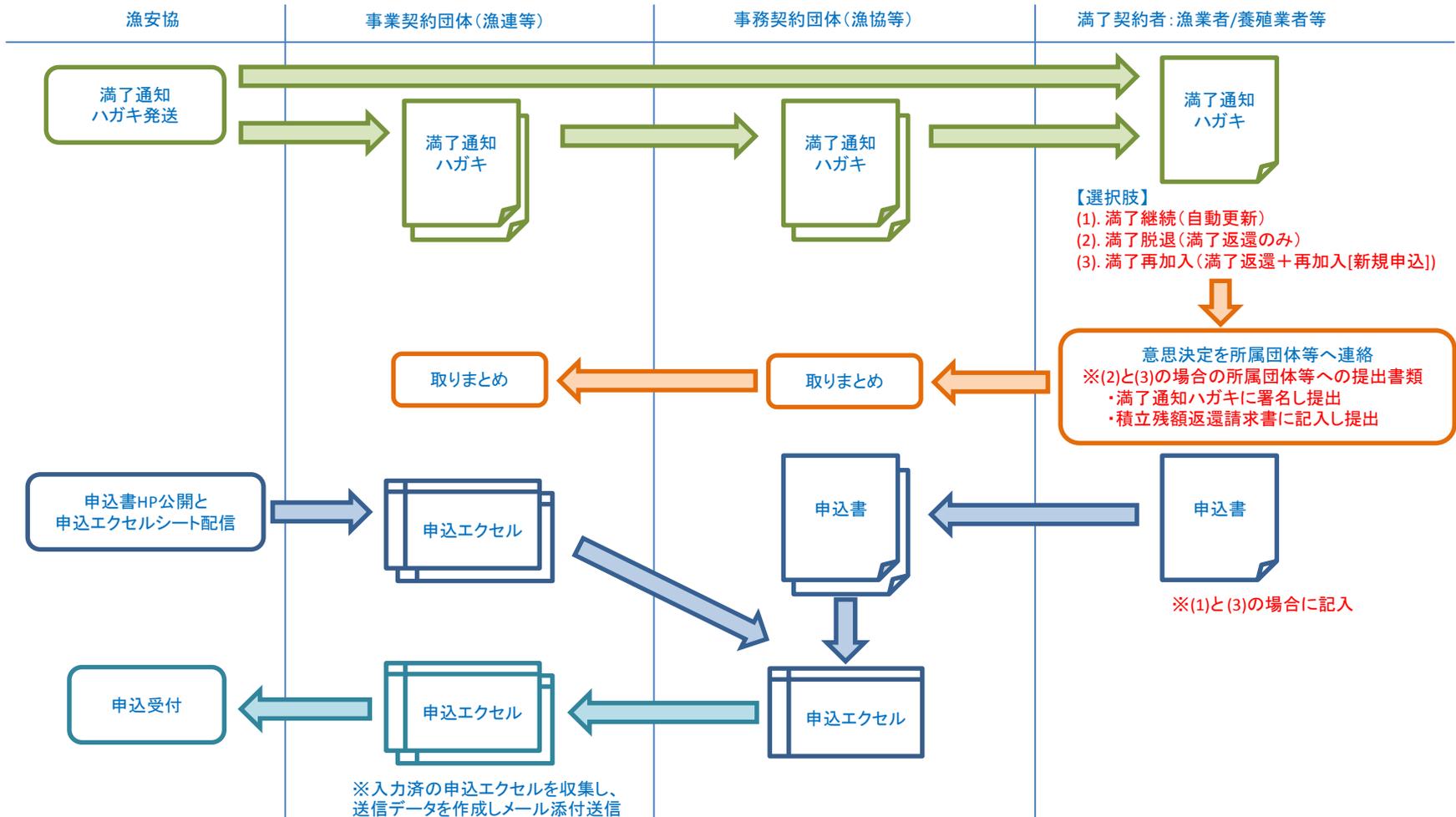
保存

送信用データ作成



# 3. 満了契約について

## a. 満了申込処理の流れ



# 3. 満了契約について

## b. 満了通知ハガキ

1. 満了継続(自動更新)とは積立金を持ち越して継続申込を行う

✓ ハガキ提出は不要→申込書を契約者へ

2. 満了脱退(満了返還のみ)とは、積立金の返還依頼を行い申込を行わない

✓ ハガキ提出は必要→○印記入、記名押印し所属団体へ提出(当協会への提出不要)

3. 満了再加入(満了返還+再加入[新規申込])とは、積立金の返還依頼を行い再加入申込を行う

✓ ハガキ提出は必要→○印記入、記名押印し所属団体へ提出(当協会への提出不要) →申込書を契約者へ

発行日：平成30年2月22日  
漁業経営セーフティネット構築事業  
契約満了通知及び自動更新のお願い

ご契約者  
漁業一郎様

〒999-0001  
まるまる県まるまる市  
まるまる1丁目1番1号

漁業一郎様  
0099991

【契約満了通知及び自動更新のお願い】

9999-000 #E-3-99001-00001-00001  
まるまる漁業協同組合  
まるまる県まるまる市  
まるまる1丁目1番0号

平成30年3月31日をもって、下記の契約が満了となりますのでご案内いたします。  
引き続き契約の更新をお願い致します。  
契約管理番号 0099991  
契約種別 漁業用燃油対策事業  
契約期間 (自) 平成27年4月1日  
(至) 平成30年3月31日

なお、満了日をもって次期契約の自動更新をしない場合は、平成30年2月末日までに更新しない旨の申し出を所属漁協等にしていただく手続きとなります。このことに伴い積立金の残高の返還については、第4四半期(1~3月)の補填発動の可否等による手続きの後となりますので、ご了承ください。更新しない場合の申出は、下記の欄に○印を付し、記名押印のうえ所属漁協等に本状をご持参下さい。

○ 満了日をもって契約を完了とする。

また積立残額を返還するために必要な「積立残額返還請求書」を漁協等で配布しますので3月末日までに提出して下さい。

印

# 3. 満了契約について

## c. 満了契約の申込管理

事前に配布する契約満了一覧をご活用ください

SG520BLR ANKSNTST		【平成30年3月31日 契約満了一覧 (申込前) 燃油・飼料】		送信日時 2018/02/22 16:29:18	PAGE 1
事業参加契約団体:	99001	まるまる漁業協同組合連合会			
事務契約団体:	9999-000	まるまる漁業協同組合			
契約管理番号	契約者氏名 住 所	前契約管理No.	機器導入状況		
0099991	漁業一郎 まるまる県まるまる市まるまる1丁目1番1号				
【合計件数】		1件	※機器導入済で処分制限期間中に満了する場合は、再加入申込（新規申込）で継続する必要があります。		

※満了関連の申込エクセルシートの入力に関しては申込エクセルシート運用説明書をご参照ください